

ふるさと特産品の登録手続きについて

■特産品の登録更新について

現在登録されているふるさと特産品の有効期間が令和3年9月末までとなっていることから、10月以降の登録特産品を募集します。

登録手続きの区分は次の2通りとなります。

1. これまでの特産品と異なる特産品を登録する場合

「湯沢市ふるさと特産品登録申請書（様式第1号）」、「湯沢市ふるさと特産品登録申請にかかる商品紹介（様式第2号）」、「特産品の写真」「完納証明書」を提出していただきます。

※これまで登録していた特産品の内容量や、セットの組み合わせの一部を変える場合も、新たな特産品として登録申請を行っていただきます。

※写真については、申請書への添付のほか、データの提出もお願いします。

写真データ送付先：湯沢市観光物産協会 E-mail：yukankou@yutopia.or.jp

2. これまでの特産品と同じ登録内容での継続を希望する場合

現在登録中の特産品を、そのまま登録更新（継続）する場合は、「湯沢市ふるさと特産品登録更新申請書（様式第4号）」「完納証明書」を提出してください。

特産品の登録内容や税抜き卸価格の変更希望がなく、市への卸価格（税込）が寄附金額の3割を超えない場合はこちらに該当します。

【注意】

- ・ 特産品の魅力が寄附者に伝わるような写真をお願いします。
- ・ 1事業者が登録できる特産品の数は、合計で10点までです。Fコースを除く寄附コースは各3点まで、Fコースへは4点以上申し込むことができます。
- ・ Aコースの年間受付上限数は、500セットです。
- ・ 新規、更新いずれの場合も、1点あたり3,000円の登録金を頂戴します（地域課題解決型特産品等を除く）。
- ・ 登録（更新）後の特産品の有効期間は、令和3年10月から令和5年9月までの2年間です。但し、国による制度変更などやむを得ない理由により短縮する場合は、この限りではありません。

■特産品登録の際の留意事項について

【国が示す特産品の基準（令和元年6月1日付け制度改正による）の概要】

- ・ 湯沢市内で生産された物品又は提供される役務であること
ただし、加工品については相応の付加価値が生じていることが前提であり、以下のような加工のみを市内で行っている品は対象外となります。
 - i 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
 - ii 単なる切断・選別・瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
 - iii 改装・仕分け
 - iv 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
 - v 単なる混合 ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること
- ・ 返礼割合（調達価格の割合）を税込みで3割以下とすること。
- ・ 寄附者の適切な選択を阻害するような表現を用いた募集を行わないこと。
特産品の登録名称や説明文に「お得」、「お買い得品」、「特盛」、「増量」などお得感を表すような言葉や、「購入」、「商品」など品物の販売と誤認されるような表現を用いないよう注意してください。

■これまでとの変更点について

- ・ 紙での申請と併せて、電子申請が可能となりました。
右のQRより申請いただけますので、ご活用ください。



※ 完納証明書の提出方法

- ・ 紙での申請の場合：湯沢市観光物産協会へ持参または郵送
- ・ 電子申請の場合：PDF または写真で内容が鮮明に分かるよう添付

（申請フォーム URL：<https://form.kintoneapp.com/public/form/show/65e6d6bd112e18e71bda72867ff0ac11dca632cfe364f5843f8f2880876d287a?iframe=true>）

提出(申請)期限：7月30日(金)まで 持参、郵送又は電子申請(期限厳守)

※紙での申請の場合も、特産品写真はデータで提出してください

提出先：一般社団法人湯沢市観光物産協会

住 所：〒012-0827 湯沢市表町2丁目1-15 T-square235 201

T E L：0183-73-0415 F A X：0183-78-2323

E-mail：yukankou@yutopia.or.jp

提出する写真データは、1000ピクセル以上とし、どの特産品の写真かが分かるようなファイル名を付けてください。